

小規模保育事業 ソフィアみどり保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 事業運営主体

名 称	社会福祉法人みやび
所 在 地	奈良県生駒市東生駒4丁目398-280
電 話 番 号	電話番号 0743-74-1407 F A X 0743-74-1401
代表者氏名	理事長 中畑 剛史

2 事業所の概要

施 設 の 種 類	小規模保育事業A型
施 設 の 名 称	ソフィアみどり保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市鶴見区緑1丁目11-3 2階
連 絡 先	電話番号 6-6180-3578
管 理 者	園長 西村 幸子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 3人 1歳児 8人 2歳児 8人
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童 16人 満1歳未満の児童 3人
開 設 年 月 日	平成29年 4月 1日
事 業 所 番 号	2710052002583
ホ ー ム ペ ー ジ	http://sophia-nursery-school.com

3 事業の目的・運営方針

ソフィアみどり保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における設備の概要

(1) 施設

建物	構造	SRC造5階建のうち2階
	延べ面積	107.8㎡
屋外遊戯場		近隣の公園を利用しています

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室又はほふく室	1室	
保育室（又は遊戯室）	2室	
調理室	1室	
その他		調乳室、沐浴設備、乳児用トイレ、乳児用手洗い

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成30年厚生労働省告示第117号）に準じて、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育（子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）法第29条1項に規定する特定地域型保育をいう。以下、同じ。）

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係わる園児に対し、当該支給認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

- (2) 食事の提供

- (3) 送迎 保護者が送迎を行う。

6 職員の職種、員数及び職務の内容 令和6年5月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
管理者	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	0	
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	6	4	2	
保育補助者 (子育て支援員含む)	園児の保育の補助	2	0	2	
調理員	園児の給食の調理およびメニューの作成	1	1	0	

当園では、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日大阪市条例第101号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞（小規模保育事業 A 型の場合）

職 種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：30のうち8時間）
保育士	非常勤の勤務時間帯（8：30～16：30）
調理員	正規の勤務時間帯（7：30～16：30）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 契約期間

契約の期間は、重要事項説明書についての同意書兼契約書のとおりとします。

8 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

9 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえでご家庭ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。250円/30分 月額最大5000円

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえでご家庭ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

10 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時半頃	14時半頃	
1歳児	11時頃	15時頃	
2歳児	11時半頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

(3) アレルギー対応状況

- ・除去食及び代替食に対応
- ・食物アレルギー対応マニュアル有

11 共同保育の実施について

大阪市特別教育・保育施設及び特定地域型保育事業における共同保育実施要綱第7条に基づき、共同保育を実施します。

(1) 共同保育実施施設等

設置者名等	社会福祉法人みやび
施設名等	ソフィア横堤保育園
施設等所在地	大阪市鶴見区横堤1丁目11-62

(2) 共同保育依頼施設等

設置者名等	社会福祉法人みやび
施設名等	ソフィアみどり保育園
施設等所在地	大阪市鶴見区緑1丁目11-3-2階

(3) 共同保育実施時期等

共同保育開始予定日	令和2年7月1日
共同保育実施時期	土曜日・お盆・年末年始・利用者数が著しく少ない日

12 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に園児の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

(1) 連携内容

- ア 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- イ 必要に応じて、代替保育を提供すること。
- ウ 運動会や遠足等の行事の参加や、公園への移動なども連携して行い園児の安全を確保する。また保育士の急な休みの時も保育園から主任等が保育を行う。
- エ 園内研修や園外研修にも連携して参加する。

(2) 連携施設

○ ソフィア南堀江保育園

運営主体	社会福祉法人みやび
所在地	大阪市西区南堀江3丁目13-5 2階
連携内容	・園内研修や園外研修の連携
電話番号	06-6532-3017

○ 学校法人念法学園 幼稚園型認定こども園 念法幼稚園

運営主体	学校法人念法学園 幼稚園型認定こども園 念法幼稚園
所在地	大阪市鶴見区緑3-3-18
連携内容	・卒園後の受け入れ
電話番号	06-6911-3158

○ ソフィア横堤保育園

運営主体	社会福祉法人みやび
所在地	大阪市鶴見区横堤1-11-62
連携内容	・卒園後の受け入れ ・園内研修や園外研修の連携
電話番号	06-6115-5148

卒園後、保育園への入園を希望される場合は、再度お住まいの市町村への利用申込が必要となります。市町村の利用調整の結果、ご希望の保育園に入園できない場合もありますのでご了承ください。

13 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合には、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法は、指定口座より引落としより毎月20日までに保護者に請求し、保護者は毎月27日（土、日曜日・祝日の場合は翌営業日）に当園へ支払うものとします。

14 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

15 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入園決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

16 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 3号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給条件に該当しなくなったとき（ただし、2号認定こどもの利用は可能と支給認定保護者が居住する市町村が認める場合はこの限りではない）
- (2) 登園は、登園の休止又は廃止等のやむを得ない事情がある場合には、保護者に対し、3箇月間の予告期間において、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし保護者が以下の事由に該当する場合には、ただちに契約を解除することができます。
 - (1) 保護者が当園に支払うべき保育サービスに係る利用料金を2ヶ月以上滞納し、支払期限を定めた後再三催告したにもかかわらず支払わない場合
 - (2) 保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
 - (3) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を長期にわたって利用させることができない場合
- (3) 保護者は、第2条に定める契約期間満了日より前に契約を終了する場合は、退園予定日の15日以上前までに文書で当園に通知することにより、この契約を解除することができます。また、当園又は当園の職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、保護者はただちに契約を解除することができます。
 - (1) 正当な理由なく重要事項説明書及び当該利用契約書に定めるサービスを実施しない場合
 - (2) 秘密の保持（守秘義務）に違反した場合
 - (3) 法令等の趣旨に反した場合
 - (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

17 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関の名称	わかばこどもクリニック
医院長名又は医師名	鞠子 眞済
所在地	大阪市城東区関目 5-16-19-101
電話番号	06-6180-3505

(2) 歯科

医療機関の名称	中辻歯科診療所
医院長名又は医師名	中辻 大輔
所在地	大阪府大阪市鶴見区緑 2-8-21
電話番号	06-6913-2034

18 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変などの事態が発生した場合には、医療機関及び緊急連絡先等に速やかに連絡を行います。応急処置が必要な緊急事態が発生した場合は心肺蘇生を行います。胸骨圧迫（心臓マッサージ）を行うことで胸骨や肋骨の骨折のリスクがありますが、人命救助を最優先いたします。また、非常災害が発生した場合には災害対策マニュアルに則り、園児の安全を確保しながら速やかに安全な場所へ避難します。保護者の方々にはイロドリンクにて情報を一斉配信します。お迎えについては状況により保護者判断の上、自主的に来ていただくこともあります。

19 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知設備 無 ・非常警報器具・設備 無 ・スプリンクラー 無 ・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防災処理 有 ・消火器 有 ・誘導灯 有 ・避難器具 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

20 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

21 秘密の保持

当園は、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持します。

- (1) 当園の職員であった者について、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。
- (2) 当園は、連携施設、教育・保育施設及びその他関係機関等に対し、園児やその家族等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。

22 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用 相談窓口	・窓口責任者 園長 西村 幸子 ・受付担当者 各クラス担任 ・電話番号 06-6180-3578 ・Fax 06-6180-3551		
第三者委員	安田和志 湯浅幹夫	大阪市西区子ども連絡協議会 大阪府 PTA 協議会	理事 副会長

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

23 損害賠償

- (1) 当園は、保育サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに大阪市、関係市町村及び利用者の家族などに連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。
- (2) 当園は、保育サービスを提供するにあたって、当園の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、速やかに賠償します。

24 利用者に対する保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）
保険の内容	負傷・疾病・障害・死亡
保険金額	障害見舞金最大 4,000 万円、死亡見舞金最大 3,000 万円

※詳しくは、別途配布する「独立行政法人日本スポーツ振興センター申込書」を御確認ください。

25 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和6年3月	WAMNET（福祉サービス評価情報）にて公開中
自己評価の実施状況	毎年度実施	概ね良好

26 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	2022年度	2023年度	2024年度
0歳児	2人	3人	3人
1歳児	8人	8人	8人
2歳児	7人	8人	8人

27 子ども・子育て支援法第51条第2項若しくは第4項又は第57条第2項若しくは第4項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

28 協議事項

契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は児童福祉法等の関係諸法令の定めるところに従い、保護者と誠意をもって協議するものとします。

29 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
カラー帽子（0～2歳児）	戸外遊び用	1 1 0 0円
連絡ノート（乳児）	家庭との連携の為	3 6 0円
氏名ゴム印（入園児購入）	製作活動等に使用するため	4 2 0円
絵本（0～2歳）	月間購読	月額 4 5 0円
ベビーマッサージオイル	ベビーマッサージで使用（0歳児）	月額 2 0 0円
日本スポーツ振興センター掛金		保護者負担 2 5 0円
		園負担 1 1 5円

※コーベベビー料金表（オムツ等）

対象	紙おむつ・おしりふきサブスク料金（目安5～7枚/日）
1・2歳児	月額2 8 6 0円/人

※0歳児クラスは紙おむつ・おしりふきサブスク料金を法人が負担します。

※保育園内でのみ使用

※月単位でのお申込みとなり、日割り計算はできません。

2 時間外保育に係る利用者負担

(1) 保育標準時間認定に係る延長保育料（18：30～19：30）

30分あたり 2 5 0円

月額最大 5, 0 0 0円

(2) 保育短時間認定に係る時間外保育料（7：30～8：30 16：30～18：30）

1回あたり 2 0 0円